

一定の太陽光発電事業に対する規制裾切について

条例の例	備考
<p>釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例第2条第2号</p> <p>規制を加える太陽光発電事業から下記を除外</p> <p>ア 出力が10キロワット未満の太陽光発電施設 <u>(同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となるものを除く。)</u></p> <p>イ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電施設</p> <p>ウ 国又は地方公共団体が設置する太陽光発電施設</p>	<p>低圧又は屋根等設定を対象から除外する条例が多い。 ⇒下線部は、いわゆる分割による規制逃れを排除するための規定</p>
<p>山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例</p> <p>野立て太陽光発電施設を全て対象とする（出力を問わない）。[既存条例を一部改正して強化]</p>	<p>一定の設置規制区域内への太陽光発電施設の設置は都道府県知事の許可制</p> <p>許可の内容に適合していない事業者、維持管理基準に適合していない事業者等に対し、指導及び助言、報告の徴収、立入検査、勧告、措置命令、事業者名等の公表をすることができる」と規定</p> <p>公表したときは、国に通報し、FIT認定の取消しを求める。</p> <p>許可を受けないで設置した者、虚偽の届出等を行った者又は正当な理由がなく報告若しくは立入検査を拒んだ者は、5万円以下の過料</p>